

元気派市民の会は、平成7年から市民が主役のまちづくりを掲げ、行政は、納税者、主権者である市民の意思に基づき、市民のための仕事をする地方政府として位置づけ、市民の暮らしを大切にしたい市政運営を求めてまいりました。

地方分権時代にふさわしいまちづくりは、そこに暮らす人々が思いを持って地域環境を守り、生かしていくこと、市民が自治の担い手としての責任を果たすための新時代の市政経営の方向性を指し示す施策が重要と認識しています。自分たちのまちは自分たちでつくるという自主・自立の精神と責任を持って、ともに力を合わせながらまちづくりに取り組む時代を迎えています。

地方自治の本旨は住民自治です。自治によるまちづくりを進めるために、財政規律を保持し、健全性の維持に努め、最少の経費で最大の効果を上げる努力をすることが大変重要となっています。そのためには身の丈に合った予算編成をすること、将来世代に負債を回さず、市民の血税が市民の幸せ、市民の福祉の向上のために無駄なく生かし、市民の暮らしを大切にしたい、市民の視点でのまちづくりを推進することが重要です。

私たちは、自分たちのまちは自分たちでつくる自主・自立の精神と責任を持って、ともに力を合わせながらまちづくりに取り組む必要があります。3月議会での基本的施策に対する質問では、所得格差の拡大やワーキングプアの出現などを背景に、「貧困率」が世界的にみても高いこと、高齢化問題で必ず取り上げられる2025年問題、何時起きてもおかしくない災害への対応、公共施設の老朽化問題などを取り上げました

。私は、こうした問題に対応するための基本は、自主自立の自治の確立であること、市民力を生かしたまちづくりであると考えます。このためには、「参加と協働のまちづくり」、「持続可能なまちづくり」は市政運営における重要なテーマです。そこで今回も誰もが尊重され、安心して地域で暮らせるまちづくりに向け、「市民の暮らしを大切にしたい、市民の視点でのまちづくり」の観点から質問します。

## 1. 参加と協働のまちづくりについて

### (1) 持続可能なまちづくりを進めていくための圏域について

#### ア 小学校区を基本にしたコミュニティづくりの推進を

現在、貧困、高齢化、震災への備え、防犯問題、孤立死、虐待、貧困問題、ごみ屋敷、空き家問題など、生活に根ざした地域課題はますます増えてきています。地域課題に対しては、行政の政策により解決を図ることも重要ですが、地域でのつながりを作っていく事。地域コミュニティの力により、地域の自治によって様々な課題解決を図っていくことが、これまで以上に重要になってきました。

地域のコミュニティについては、地域の自主性を尊重しつつも、より地域力の向上のために、行政としても支援し、推進を図っていくことが必要です。地域のコミュニティ向上のためには、顔の見える関係を作り、広げることがカギとなります。高齢者が移動できる範囲等も考慮し、顔の見える関係を作るには、災害時の拠点でもある小学校は、地域の公共施設として最適です。それは、地域に住み暮らす誰にもわかりやすく、親しみがあるからです。

その小学校区を中心としたコミュニティをひとつの地域ととらえ、様々な政策を推進していくことは、多くの地域住民に受け入れられ、納得してもらいやすいと思います。現在、市

においては小学校区を生活地区としてまちづくりを進めています。そこでは地区協議会という小学校区を単位とした、誰もが参加できる仕組みを提案し、各地域に展開しています。しかし、地区協がない地域もありますので、地区協にこだわらず、市として小学校区を基本にしたまちづくりを進めていくことをまず明らかにし、そのために必要な資源を提供していくことが必要だと考えます。今回、北ノ台小学校地域にかかわり、コミュニティを醸成していくには、様々な支援が必要だと感じました。地域差はあるでしょうが、地域に知らせていく広報、活動拠点、地域課題を整理するなどまちづくり活動を進める事務局機能が軌道に乗るまでは、しっかりと支援していくことが必要です。

そこで質問です。今後予想される 2025 年問題も含め、今後 10 年後を見据えたまちづくりのため、地域力となるコミュニティづくりを進めていくべきと考えますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。コミュニティづくりに当たっては、顔の見える 1 万人程度の圏域を単位として進めていくべきではないでしょうか。

国では高齢者移住が取りざたされていますが、高齢者が終末期まで安心して住み続けられるまちを創っていくために行政とコミュニティの協働を推進していく事が必要と認識しますが、いかがお考えでしょうか。小学校は災害時の避難拠点です。東日本大震災の事例から考えた時、避難後のコミュニティの継続性という点も考慮すべきではと考えます。小学校区にある地区協を始めとした様々なコミュニティづくりの動きに対して、活動に対する積極的な支援を行っていくべきではないでしょうか。

活動が定着して地域活動に広がっていくためには、コミュニティ活動の場の確保、参加者が増えるための促進、そしてその団体と市が協働の拡充などの積極的な推進を図っていくべきではないでしょうか、それぞれについて答弁を求めるものです。

#### **イ福祉施策は中学校を視野にした拠点づくりを**

市では 27 年 3 月に策定された高齢者福祉総合計画の中に、日常生活圏域の設定については 4 圏域との考え方を引き継いでいますが、地域包括ケアが地域の実情に即して進められるよう、2025 年に向けて段階的な見直しについて検討していくとしています。

そこでいくつか質問します。市では地域福祉計画策定のなかでは、身近な単位である 10 地域（第 1～10 地域）ごとに地域の“アクションプラン（地域別計画）”として取組の方向性を示し、地域福祉の第一歩を踏みだしています。公共施設の適正規模も含め、今後検討していくと思いますが、圏域設定の検討状況は現在、どうなっているのでしょうか。福祉施策は、市民が暮らす身近な地域と考えている中学校区に注目すると、人口規模も 3 万人規模で、適切な福祉サービス圏域としても設定できるのではないのでしょうか。これまで述べてきた顔の見える関係で進めていくべき小学校区のコミュニティ力と中学校地区を中心として設置されている地域包括センター、そして配置されつつある地域福祉コーディネーターとの協働によりサービスを高めていってはどうか。安心していつまでも住み続けたいと思う、つながりのある地域づくりのために、地域福祉政策が市内全域をカバーして、地域住民が抱える制度の狭間の課題、複合的な課題などを支援し、地域におけるサポートネットワークの形成。地域力を向上させること。そして今後は、社会資源の開発にも係っていくコミュニティソーシャルワーカーとも呼ばれる地域福祉コーディネーターは、他市の事例を見ると 1 圏域に複数配置することで有機的に活動しています。いずれ複数配置も検討する時がくるのではと思います。まずは、地域福祉コーディネーターを 10 地域に配置していくことを市の方針として明確にして、実現に向けて努力すべきですが、併せて地域と行政との架け橋となるコ

ーディネーターの配置が今後検討すべきではないでしょうか。

地域への情報提供、まちづくりのサポート、申請など手続き取次ぎ、生活に関する相談の案内・取次ぎ、説明会・学習会開催などを行う役割として配置することが、地域コミュニティが充実し、地域自治の向上につながると考え、今後検討することを提案します。・現在、AEDの講座も受講するなど地域での存在が注目される中学校について介護等の実践的学習や現在多くの市民も受講している認知症サポーター講座など、福祉の拠点として位置づけていくことも考えられますが、この点については、どう考えているのでしょうか。

ウまちづくりは4地域で広域的な対応を

ハードを含めたまちづくりについては、広域に捉えて、地域内への情報提供を密に行い、日常的な生活圏域をどうしていくのか、日頃から地域に関心が持てるよう配慮していくべきではないでしょうか。地域内におけるまちづくりに関する事業については、計画段階から地域内コミュニティへの参加を求めることで、その後の地域づくりへの意欲も高まると考えますが、この点に対する考え方を問うものです。

## 2. 持続可能な市政運営について

### (1) 財政運営について

#### ア 不交付団体としての基本的姿勢について

時代状況と今後の見通しを踏まえ、市民生活の視点に立って政策の優先順位を見極めていくこと、そして財政状況にあわせた、いわゆる身の丈にあった経営を行うことが重要ではないでしょうか。国においては巨額な借金を抱えていることはご承知の通りです。調布市は自治が可能な不交付団体であることを認識し財政運営について持続可能な財政運営を心がけていくべきです。そこでいくつか質問いたします。

不交付団体は財政力のある団体です。財政規律を高めるために、健全財政の物差しとしてきた財政規律ガイドラインの充実を図っていくべきではないでしょうか。国の補助金交付金事業に対しては、財源確保に捉われることなく十分議論をすべきではないでしょうか。調布市は数少ない不交付団体ですが、多くの基礎自治体は交付団体です。市は数も自治体の一員でもあります。自治体間競争は当然としても、自分だけレベルアップするのではなく、地方自治を推進する立場から、地方財源の充実も求めていくべきと考えますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか？

#### イ 地方創生に対する考え方について

現在、調布市・ひと・しごと創生長期ビジョン、および同総合戦略策定に向けて検討されていますが、このテーマについて提言してきた日本創生会議からは、新たに都市部の高齢者の地方移住という提言も加えられました。政府では夏までにこの点についても言及していく方針です。知事は新聞報道によれば、自治体が今一生懸命努力している時、介護施設数だけの問題で高齢者の地方移住について提言をするのは乱暴ではないかといった発言もされているようですが、市の地方創生に対する立ち居地を確認したく質問します。

この制度は何を狙いとして創設されたのかお聞かせください。市としてのこの制度自体に対する評価について、どのように考えているのでしょうか。ひと、まち、しごとの創生については特に地方において必要と考えますが、都市部での効果をどのように見ているのでしょうか。計画策定に取り組む政策的なメリット及び財政的なメリットは何と考えているのでしょうか、それぞれについて答弁を求めます。

## (2) 公共施設等総合管理計画について

### ア 調布市における公共施設の適正規模について

現在市の人口は微増していますが、いずれ私たちのまちにも人口減少時代がやってきます。生産人口も減る事から、将来の適正規模をどう考えるかを把握し計画策定に臨むことが重要です。そこでいくつか質問いたします。

現在、総合管理計画についてどのような取組状況にあるのでしょうか。やがて人口減少時代を迎える中、市として公共施設の適正規模を判断する要因は何か、お聞かせてください。総合管理計画の策定体制については、どのように考えているのでしょうか。この計画について学識等の専門家（総合計画の推進委員、行革の推進委員）はどうかかわっていくのかお聞かせください。最後に、統廃合などの考え方や方針などを定めるにあたっては、市民参加はどうするのかお聞かせください。

### イ ファシリティマネジメントの観点について

私は、26年度の基本的施策に対する質問でもお話ししましたが、公共施設問題については早くから議会で早急な取り組みを提案してきました。振り換えれば、平成16年第二回定例会で従来の管財的な視点ではなく、施設全体を管理するマネジメント・システムで資産管理が効果的にできる体制づくりについて企画面や財政面から経営感覚を取り入れた施設の資産管理（ファシリティ・マネジメント）し、進行管理できる体制づくりを提案しました。

それには基礎資料として、利用者数、建築年数、維持管理コストの把握、機能面で今後求められていることなど、公共施設を管理運営する責任者は総合的な資料を持ち合わせていることが重要ですが、そういった資料について公表できるよう準備すべきと提案し、補修計画はなど様々な角度から質問しました。

長友市長の当時の答弁は、施設管理・資産管理の体制づくりについて総合的に企画・管理・活用していくことや、施設管理を標準化し統括的・専門的にマネジメントし、データ管理が求められていることは十分認識、体制づくりは中期的な取組課題。今後は管理運営方法の見直しや老朽化した施設の複合化・多機能化、統廃合も視野に公共施設の在り方検討が必要と認識しているとの答弁でした。

また、建築物の当初性能、機能を維持するための経年劣化による修繕工事中心の「維持保全」と、時代の要請に対応してレイアウトや用途等の変更、設備機器のレベルアップなどを行う「改良保全」を併せて考え、その総額をもって施設補修費としてとらえると、今後二十一年間で約五百億円。年度平均で約二十五億円といった多額の経費を想定しているとの答弁もありましたが、昨年12月議会では、27年度を目途に、公共施設の現状を白書としてまとめ、その結果を踏まえ先進市の事例も参考に、施設の適正な配置や効率的な運営などを中心に今後の公共施設の在り方を検討するとのことでした。

平成16年からすでに10年が経過してしまいました。市では持続可能な市政運営を基本に据えていることを考慮すれば、もっと早期に取り組むべき課題でした。

この問題は行政運営の根幹に触れるものです。国のものさしに併せるのではなくもっと自主的に取り組んでいくべきではなかったのでしょうか。6月2日に開催された行財政改革推進会議では、千葉県流山市のファシリティマネジメント推進室の方を講師に招きお話を伺っていました。私も傍聴しましたが、そこでわかったのは、流山市では、トップから公共施設の問題に対して危機感を持ってこの課題に取り組むよう指示があったとのことでした。この話から伝わってくるのは、わがまちを持続可能なまちとして、そのまちに精通した当事者である

行政がまず十分な課題認識を持ち、どんなまちとして維持発展させていくのかを明確に示し、市民と共有できるよう努力しているということではないでしょうか。

そこで質問します。今後の市の総合管理計画にはファシリティマネジメント（FM）の観点は生かされていくのでしょうか。

最後に、市民との情報共有に向けた基礎的な資料についてはどのように考えているのでしょうか。それぞれについて、わかりやすい答弁を求めるものです。

#### （市長答弁）

ただいま、大河巳渡子議員から大きく2点にわたり御質問をいただきました。私からは、持続可能な市政経営に関する御質問のうち、財政運営についてお答えいたします。

はじめに、不交付団体としての基本的姿勢についてであります。

平成26年度の地方交付税の算定におきましては、全国1719の市町村のうち、普通交付税の不交付団体は54団体で、全体の約3パーセントとなっております。調布市は、昭和58年度以降、32年連続して不交付団体であり、市税の減収影響等が普通交付税で財源補完されないことから、自主・自立の市政経営を推進していくためには、自主財源の確保や財政規律を保持していくことが必要であります。

まず、財源確保につきましては、行革プラン2015に基づき、市税徴収3up作戦の継続的な取組により、市税・国保税の収納率の向上を図るとともに、受益者負担の見直しをはじめ積極的な財源確保の取組により、自主財源の確保に努めているところです。

次に、財政規律を保持した市政経営の推進に向けては、調布市独自の財政規律ガイドラインを策定し、「財政構造の見直し」「財政基盤の強化」「連結ベースでの債務残高抑制」の3つの視点に基づいて、財政運営に取り組んでおります。

事業の実施にあたっては、「選択と集中」の視点から、事業の優先度や効果などを精査し、事業を厳選するとともに、国や都の特定財源を最大限活用して、市の負担額の軽減に努めています。今後とも、財政構造の改善と健全性維持に向けた財源確保と経費縮減の両面からの不断の見直し、改革・改善に取り組む、限りある貴重な財源を効果的に活用し、持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

また、景気は回復基調にあるものの、なおその途上にあり、地域経済や市民生活にまで十分に波及しているとはいえない状況にあります。未だ先行き不透明な経済状況の続く中、調布市においては、各公共施設の老朽化対策をはじめ、京王線地下化に連動した中心市街地の街づくりや保育園待機児童対策など、今後の財政需要を見据えると、財政基盤強化の取組が必要な状況であります。そのため、今後も引き続き、前年度繰越金を優先的に基金に積み立てるなど、基金の充実を図ってまいります。

財政規律ガイドラインにつきましては、平成25年度に一部見直しを行ったところですが、市政を取り巻く状況は刻々と変化することから、今後も、設定項目の検証を積み重ねながら、ガイドラインの3つの視点に基づき、財政規律を保持した健全な財政運営を推進してまいります。

また、地方財源の拡充については、平成26年11月に、東京都市長会が都など4団体連名で総務大臣に要請したほか、今月10日の全国市長会で都市税財源の充実強化を決議いたしました。自治体の税財源の充実については、地方分権推進の観点から基礎自治体共通のテー

マとして、今後も引き続き、さまざまな機会を通じて意思表示を行ってまいります。

次に、地方創生に対する考え方についてお答えします。

昨年11月に「まち・ひと・しごと創生法」、いわゆる地方創生法が可決・成立したところでありますが、これは、国が、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、地方と一体となって取り組むこととし、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指すものであると認識しております。

その後、12月に、人口の現状と将来の姿、そして、今後の取り組むべき将来方向を提示した長期ビジョンと、今後5か年の政策目標・施策を示した総合戦略が閣議決定されました。この総合戦略では、「人口減少と地域経済縮小を克服する」とし、その取組の一つとして、「東京一極集中を是正する」ことを掲げています。

私は、この基本的考え方について一定の理解はするものの、一方で、東京の人口が2020年に1,300万人でピークを迎えたあと、2100年に約700万人に半減するまで加速度的に減少していくという予測もあり、そのことについて、しっかりした対応を定めていく必要があると考えております。

日本経済の牽引力となっている東京の力が減退すれば、日本全体が衰退してしまうのではないかと懸念するところです。東京と地方の対比でのみ考えるのではなく、その枠を越えた日本全体の課題として取り組んでいかなければ日本の将来はないと思っています。

今回の総合戦略では、このような課題を踏まえ、主な施策に都市部を含めた日本全体の課題である「結婚・出産・子育て支援」や「ワーク・ライフ・バランスの実現」、そして、「大都市圏における安心安全な暮らしの確保」が位置付けられておりますが、これらの点については、市としても、これまで基本計画に重点プロジェクトとして位置付け取り組んできているところであり、今後、市として戦略を検討していくうえでも、重要な課題であると考えております。

また、国は地方への多様な支援として、「情報支援」、「人的支援」、「財政支援」を切れ目なく行うこととしています。その財政支援として、本年1月に「地域住民生活等緊急支援交付金」が創設されました。

この交付金の活用にあたって、調布市においては、平成27年度から平成30年度までの基本計画に位置付けた事業の実効性を高めるために、この交付金を活用することを基本として、事業を選定したところであります。

また、交付金のうち地方創生先行型交付金の活用にあたっては、地方版の人口ビジョン及び総合戦略を策定することが必須とされたので、調布市においても、今年度中に策定することとしております。

策定に向けての基本的な事項については、今般、「総合戦略策定方針」の中に定めたところであります。

策定の考え方としましては、平成26年度に修正した基本計画と整合させ、重点プロジェクトを基軸として、新型交付金の創設など国の継続的な財政支援を見据えながら新たな取組についても検討し、実効性あるものとして策定して参ります。

総合戦略に位置付ける各施策の効果を客観的に検証するための数値目標、いわゆるKPIの設定についても、基本計画に位置付けたまちづくり指標との整合を図って参ります。

また、策定の指針として、「調布のまちの魅力の発信により、交流人口の増加を図るとともに、定住化を促進し、まちを発展させていくということ」、「安定した人口構造を保持する

ためのまちづくりを推進すること」、「市民生活支援を基調とした安全・安心な暮らしを確保すること」の3点を掲げております。

これらの視点を踏まえるとともに東京都が今後、策定する総合戦略とも整合を図り、国や都が示す政策や諸課題への対応に留意しながら、中長期的な視点で策定して参りたいと考えております。

その他の御質問につきましては、担当よりお答えいたします。

#### (生活文化スポーツ部長答弁)

私からは、参加と協働のまちづくりに関する御質問のうち、小学校区を基本にしたコミュニティづくりの推進についてお答えします。

現在の社会的な課題でもあります少子・高齢化の進展は、地域コミュニティの希薄化、地域からの孤立化にもつながるものと考えており、東日本大震災を教訓とした安全・安心なまちづくりの点からも、地域の支え合い、コミュニティづくりは重要であると認識しております。

これまでの間、市では、自助・共助の基礎的な活動組織である自治会をはじめ、市民が主体的にまちづくりを実践するネットワーク組織として、小学校区をコミュニティエリアとした地区協議会を支援しております。このコミュニティエリアの拠点となる小学校は、災害時の避難所でもあり避難後のコミュニティの継続性の観点からも重要な拠点であると考えております。

小学校区を単位とする地区協議会では、地域で活動する各種団体や地域住民が連携、協力し、情報共有や地域の防犯、防災など、各地域の特性に応じたさまざまな活動を行っています。この地区協議会は、地域の方々による自主的なネットワーク組織であり、市はその主体性を尊重した運営支援や、地域が一体となって課題解決に取り組むための環境整備に、積極的に取り組んでおります。現在、20ある小学校区のうち15の地域で地区協議会が設立されておりますが、それ以外の地域での活動を含め、各地区を担当する職員を設定しており、地域と行政が協働して課題を解決するための連絡調整役となっております。

地区協議会をはじめ、地域活動の更なる活性化を促進するため、地域のさまざまな活動を紹介する情報紙の発行や、各地区の代表者や活動メンバーが交流する地区協議会交流会や定例的な連絡会等をサポートしており、今後、各地域におけるコーディネート機能の拡充方策について、検討して参ります。

また、市民の生活様式や価値観も多様化してきている中、主体的に地域やまちづくりの課題に取り組むコミュニティの重要性は益々高まっており、そうした活動の拠点となる場所の整備、確保も、大変重要であると認識しております。

具体的な拠点の整備として、各地区から会議の開催や活動に必要な物品などが置ける場所の確保などの要望を受けており、現在、各小学校区内にある地域拠点となり得るふれあいの家など、施設の分布を把握・分析をしております。

今後、各地区の持つニーズとの擦り合わせを行いながら、調整を図って参りたいと考えております。

地域と行政がともに手を取り合い、良好なコミュニティの形成に向けて考えるための体制整備として、具体的には、各地区担当職員が、夜間、休日を含め地域に出向いて地区協議会の定例会議等に参加し、地域の課題把握に努めております。

平成26年度から試行的な取組として、各地区の会議などで課題となっている事項を庁内における地域課題メニューとして取りまとめ、関係部署と情報共有を図りながら連携し、その課題解決に向け、継続的に取り組んでいるところです。

今後とも、協働推進課の各地区担当者と各地域における施設の職員との連携を更に深めるなど、地域住民が愛着を持てる小学校地区を中心とした地域コミュニティづくりを推進して参ります。

#### （福祉健康部長答弁）

私からは、福祉施策における圏域についてお答えします。

はじめに、調布市における福祉の圏域設定の検討状況についてです。

まず、現状についてですが、各福祉関連計画等では、福祉サービスや、利用人口の分布状況等に応じた圏域を設定しております。たとえば、調布市地域福祉計画では、市内を10地域に区分している一方で、調布市障害者総合計画では、市内全域を1つの圏域と捉え、施策を実施しております。

第6期調布市高齢者総合計画では、計画の策定時に、調布市高齢者福祉推進協議会で議論をしたほか、庁内においても横断的な意見交換を行いました。その結果、第5期と同様に、地域包括ケアシステムの構築に向け、日常生活圏域は東西南北4つの圏域とし、市内10箇所の地域包括支援センターの担当区域を地域ケア区域として位置付けました。地区割りの見直しについては、関係機関で議論を深め、今後の計画策定に反映できるよう取り組んで参ります。

次に中学校区を福祉サービスの圏域として設定することについてですが、効果的に福祉サービスを提供していくためには、たとえば小・中学校区など、市民生活にとってより身近な生活区域を、圏域として設定することも、重要であると認識しております。

また、各中学校を地域の福祉の拠点として位置付けることについてですが、これについては、圏域の設定と緊密な関係にあることから、圏域のあり方を議論する中で、検討して参ります。

次に地域福祉コーディネーターの配置についてです。

近年、高齢者の孤立死、生活困窮や、ひきこもりの問題など、生きづらさを抱える方の社会的孤立などの課題が表面化しております。

こうした状況の中、調布市では、調布市地域福祉計画に基づき、「生涯をつうじて、いきいきとした生活と、ゆたかで、あたたかい地域社会を実現すること」を目指して、「地域におけるトータルケアの推進」に取り組んでおります。

地域福祉コーディネーターは、特定の福祉分野に捉われず全ての市民を対象として、既存の公的なサービスでは十分な対応が困難な方などに対し、福祉の生活課題の解決に向けた取組を行います。これまでも、ひきこもりの方への個別支援や、住民主体の交流活動の場である「ひだまりサロン」の立ち上げ支援など、幅広く活動し、着実な成果を上げております。また、平成27年度からは、従来の南北2地域に加え、新たに東西2地域にも配置し、市内4地域に拡充して事業を展開しており、これまでの相談体制では十分に対応できなかった事案についてもより一層の支援が期待されます。

事業の充実を図り、地域福祉を推進するためには、地区協議会などの地域組織や、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどの関係機関等との連携は不可欠であると認識し



ており、今後は、これまで培ってきた地域との関係性を十分に生かしながら、その連携の幅を広げるなど様々な取組を行う中で、地域福祉の推進に取り組んで参ります。

今後の配置については、平成29年度までを計画期間としている調布市地域福祉計画の改定に合わせて、福祉施策全般の動向を踏まえた事業の検証を行う中で、段階的な配置に向け、検討して参ります。

なお、まちづくりに関しては、一定の広がりの中で考える必要があることから、調布市では、基本計画などにおいて、広域的地域区分である東西南北4地域ごとにまちづくりの方向性を示すこととしており、各地域の特性を生かした地域主体のまちづくりを実践していく必要があると考えております。

また、地域内コミュニティへの参加を求めることについては、各計画の策定時等において、市民や地域の関係者が参加する会議等を活用し、市民との協働を図っております。今後も引き続き、地域と一体となったまちづくりの推進に努めて参ります。

#### (行政経営部長答弁)

私からは、公共施設等総合管理計画に関して、お答えいたします。

市では、持続可能で効果的・効率的な行財政運営を進めるため、これまでも、平成22年3月に策定した「公共建築物維持保全計画」のほか、下水道や公園施設などに関する長寿命化計画に基づき、計画的な改修、維持保全を行うことで、長寿命化やライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化などに努めてきたところです。また、平成25年3月に公表した行革プラン2013においては、公共施設の現状把握に基づく公共施設に関する検討の取組を位置付け、昨年度に時点修正を行った

行革プラン2015においても、引き続き、同様の取組を行っていくこととしております。現在、いわゆるハコモノだけではなく、道路や下水道などのインフラも含めた公共施設等の老朽化が進む中で、今後の総合的な管理や更新問題に関する、財政負担の軽減や平準化に向けた対応が全国的な課題となっており、国からも公共施設等総合管理計画を策定するよう要請がなされております。

この総合管理計画について、国が示している指針では、今後30年程度の人口見通しのほか、公共施設等の老朽化や利用状況、維持管理・更新等に係る中期的な経費や財源の見込みの把握・分析が求められております。あわせて、公共施設に係る全体的な視点に加えて、学校施設や道路といった施設類型ごとの特性を踏まえた、現状や課題に関する基本認識のほか、施設数・延べ床面積等に関する目標や、更新・統廃合・長寿命化を含めた基本的な考え方について示していくこととされています。

そのため、これらの内容も踏まえ、市では、公共施設等の総合的な管理に関する取組を進めているところであります。

総合管理計画策定に向けた市の取組状況についてですが、現在、公共施設白書の作成に取り組んでいるところであります。この白書では、昨年度に実施した公共施設基礎調査の内容を踏まえ、施設や管理運営、コストなどの現状分析や課題の抽出・整理を行い、今後において検討を行う際の基礎的な資料として、本年度中にまとめていくこととしております。また、平成28年度には、白書の内容を踏まえるとともに、公共施設やインフラに関する市の既存の計画との整合を図る中で、総合管理計画を策定して参ります。

公共施設の適正規模を判断する要因については、白書で明らかにする現状や課題、今後の

方向性のほか、人口の見通し、公共施設等の維持管理・更新等に係る中期的な経費や財源の見込みなど、定量的な数値について、より多角的な観点から検討していくことが重要であると考えております。また一方で、例えば、市内において児童館や保育園、図書館分館などの複合施設が多く存在することなど、施設類型ごとの特性やこれまでの整備の過程など、定量的な数値に表れない、調布市固有の要因にも留意する中で、総合的な検討を進めて参ります。

次に、計画策定の体制についてですが、総合管理計画では、いわゆるハコモノだけでなく道路や下水道などのインフラも対象となっていることに加えて、これらの総合的な管理の推進に向け、全庁的な情報共有と取組の推進体制を構築することが必要であります。そのため、本年度において行政経営部をはじめ、関連する部署を中心に連携組織を立ち上げ、取組を推進して参ります。

また、計画策定における学識経験者などといった専門家の関わりについてですが、平成26年度から実施している行財政改革推進会議では、全国的な課題である公共施設等の更新問題への対応を見据えたテーマとして「官民連携の推進」を設定しております。その中で、法務、土木工学、地域経済、コミュニティなどの専門的見地から官民連携手法等に関する御意見をいただき、総合管理計画への反映や総合的な管理の推進に向けた行政内部の検討や議論に活用して参ります。

次に、公共施設の統廃合等の方針を定めるに当たっての市民参加についてです。市では今後、白書において整理する現状や課題、今後の方向性等を基礎的な資料として、本年度立ち上げる連携組織等を中心に、全庁的な検討を行う中で基本的な考え方を整理して参ります。また、市民参加については、公共施設の統廃合等が市民生活に深く関連する内容であることから、公共施設に関する方向性を定めていく過程において、白書により明らかにする現状や課題、今後の方向性等を分かりやすく提示したうえで、様々な手法を組み合わせ、多様な御意見を伺いながら取り組んで参ります。

次に、ファシリティマネジメントについてです。

ファシリティマネジメントの推進においては、将来をも見据えた財政負担・財源確保や、施設を活用して提供するサービスの内容・水準、社会状況等を踏まえた適正な施設の量、保有資産の有効活用などといった様々な視点を持ち、効果的・効率的な取組を企画・実践していく必要があります。市では、今年度作成する白書において、公共施設の現状分析や課題の整理等を行うとともに、行財政改革推進会議における「官民連携の推進」に関する意見聴取を踏まえ、来年度に策定する総合管理計画において、今後の各施設の管理等に関する基本的な考え方を整理していくこととしております。これらの視点を踏まえつつ、市の現状や将来の見込みにおける特徴等を捉えた対応に努めて参ります。

最後に、市民との情報共有に向けた資料についてですが、本年度作成する白書のほか、道路や公園、下水道などの個別に独立した台帳を活用するほか、今後、整備を予定している固定資産台帳との連携・活用も図って参りたいと考えております。

市において把握している様々な情報を市民と共有するに当たっては、市が把握している情報について、市民に分かりやすい内容に整理したうえで提供して参ります。